



# 月刊労働千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260-0017 千葉市中央区要町2番8号 (DC会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939番番番番

(公) 043(222)7207番番番番

FAX 043(224)7197番番番番

2000.10.16 No. 5208

## 基本要求

- (1) 検修・構内、設備関係の全面外注化提案を撤回し、鉄道業務のこれ以上の部外委託を中止すること。
- (2) 高齢者の雇用の場の確保については、定年延長・雇用延長により対処するとともに高齢者の労働条件の緩和を図ること。
- (3) 深刻化する技術関係職場の技術断層の解消について、抜本的な対策を行うこと。
- (4) 60歳以上の雇用について、組合所属による差別を直ちに中止すること。

## 【検修・構内関係の解明要求】

- (1) 次の点を明らかにされたい。
  - ① 検修、構内業務に従事している社員の各支社別の要員数及び年令構成。
  - ② 現在、「委託可能とする業務」に従事している社員の支社別の概数。
  - ③ 従来型車両と新系列車両の区所別保有両数と今後の投入計画。
- (2) 極端な右肩あがりとなっている年令構成の山がぬけた後も含め、検修職場の将来構想をどのように考えているのか、具体的に明らかにされたい。
- (3) 提案や「シニア雇用に関する協定」(案)では、業務委託拡大にあたって5点の前提条件が記されているが、検修・構内業務の委託拡大とこれらの前提条件との間にどのような関連性があると判断したのか、下記各項目について具体的に明らかにされたい。
  - ① 「安全の確保」と今次提案の関係について。
  - ② 「健康確保と働きがいの創出」と今次提案の関係について。
  - ③ 「サービス水準の維持向上及び収入の確保」と今次提案の関係について。
  - ④ 「業務に必要な技術力水準の確保」と今次提案の関係について。
  - ⑤ 「委託先となるグループ会社等と鉄道業務遂行上の関係」の明確化と今次提案の関係について。
- (4) 1993年10月に提案された「構内入換業務等の部外委託について」提案と今次提案の関係について、次の点を具体的に明らかにされたい。
  - ① 1993年10月提案が実施できなかった理由は何だったのか。
  - ② 委託する業務の範囲について、大幅な拡大・変更が行われているが、どのような判断に基づくものか。
- (5) 車両検修業務の委託について、次の点を具体的に明らかにされたい。
  - ① 「従来型車両の交番検査業務」「車輪削正業務」「ATC・ATS特性検査業務」「事故復旧に関する業務」「車両の消耗品取替え等」は、それぞれどのような基準、根拠で委託可能と判断したのか。
  - ② 前項の各業務について、委託する具体的範囲・内容はどのように考えているのか。
  - ③ 従来型車両の交番検査業務について、「ユニット単位の委託を基本とする」とした理由。
  - ④ 交番検査業務について、社員と委託先社員が混在して作業を行う場合の業務分担及び責任体制の考え方、作業指示の流れはどうなるのか。
  - ⑤ 事故復旧業務について、事故が発生した場合、復旧作業全体の指揮命令のあり方と、委託会社に対する指示はどのような関係になるのか。
  - ⑥ 作業中に発生する判断の必要な作業や原因究明が必要となる作業については、委託と直轄の具体的線引をどこに置くのか。  
(裏面に続く)

10月13日、動労総連合は、検修・構内、設備関係の全面的な外注化提案に対し、その撤回と解説を求めて、JR東日本にに対して申し入れを提出した。

鉄道業務の外注化攻撃は、技術力の維持・継承を途絶させ、運転保安を危機に陥らせるものだ。JR東日本の提案は、検修職場や保線・電力・信通等設備

職場の業務のほとんどを部外委託するというものであり、到底容認することのできない大合理化攻撃である。しかも提案は、外注化した業

# 検修・構内外注化阻止に向け申しこみ入れ

務を超低賃金で「再雇用」した退職者に置きかえようというものだ。「シニア制度」の協定案に突然もり込まれた「鉄道事業業務の部外委託の更なる深度化の着

実な推進」という項目が、今回の大合理化攻撃として具体化されたのである。

60歳以降の雇用延長を一切拒否し、逆に大合理化の道具とするような卑劣な攻撃は絶対に許せない。しかも、「シニア協定」自体が不当労働行為として運用

されている。あらゆる意味で絶対に許すことのできない攻撃だ。  
検修・構内の全面外注化を阻止しよう。「シニア協定」を打破し、定年延長と高齢者の労働条件緩和をかちとろう。全組合員の力を結集して闘いに起ちあがろう。

- (6) 構内入換業務の委託について、次の点を具体的に明らかにされたい。
- ① 「入換業務」「誘導業務」「車両の解放・連結に伴う業務」「構内計画業務」「その他構内に係わる業務」は、どのような基準、根拠で委託可能と判断したのか。
  - ② 前項の各業務について、委託する具体的範囲・内容はどのように考えているのか。
  - ③ 入換業務について「作業ダイヤ単位での委託を基本とする」とした理由。
  - ④ 入換業務等について、社員と委託先社員が混在して作業を行う場合の業務分担及び責任体制の考え方、作業指示の流れはどうなるのか。
  - ⑤ 輸送混乱時・異常時等において、急遽作業変更や勤務変更を行う必要が起きた場合の指揮命令系統や業務指示のあり方はどのようにになるのか。
- (7) 構内入換業務と仕業検査業務は、この間融合化が進められてきた経緯からといって、作業ダイヤの切り離しが行われなければ提案の内容は実施できないと思われるが、どのような手順で委託化を進めようと考えているのか、具体的に明らかにされたい。
- (8) 「適正な仕業検査周期を検討するための調査」について、調査結果の詳細及び、仕業検査周期の延伸を今後どのように進めようと考えているのか明らかにされたい。
- (9) 提案では検修・構内業務の主要な部分がほとんど委託可能な業務とされているが、技術断層の解消、技術力の維持・継承について、どのような対策を考えているのか、具体的に明らかにされたい。
- (10) 委託した検修・構内作業に起因し、事故・車両故障等が発生した場合の対応方及び責任体制はどのようにとり決められるのか明らかにされたい。
- (11) 委託会社社員の日常的な教育訓練や適性検査等はどのように行うのか明らかにされたい。
- ## 【設備関係の解明要求】
- (1) 次の点を明らかにされたい。
- ① 各系統別の要員削減数。
  - ② 支社別の各技術センター、派出の配置数。
  - ③ 実施当初の系統別原職出向者数。
- (2) 極端な右肩あがりとなっている年令構成の山がぬけた後も含め、設備部門の将来構想についてどのように考えているのか、明らかにされたい。
- (3) さらなる委託拡大や専門特化を行う必要性について、その根拠を明らかにされたい。
- (4) 区の廃止に伴う緊急時の出動体制等がどのように確保されるのか明らかにされたい。
- (5) 施行に関する技術力を協力会社に専門特化してしまった場合、作業の施行管理、運転保安等に係わる確認はどのように保障されるのか。  
また、施行に関する技術力の維持・継承について、どのように考えているのか明らかにされたい。
- (6) 委託拡大に伴う触車事故等の対策について、どのように考えているのか明らかにされたい。
- (7) 線路巡回周期について、延伸しても安全性が確保される根拠を明らかにされたい。